

## 第4章 災害復旧

### 第1節 復旧・復興体制の整備

#### 第1項 基本方針

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

被災地の復旧・復興については、市民の意向を尊重し、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを基本理念とし、市民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

#### 第2項 復旧・復興の基本方針の決定

##### (1) 基本方針の決定

大規模な災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

##### (2) 復旧・復興計画の策定

市は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、住民の意向を尊重しつつ、可及的速やかに計画を作成する。

また、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供可能の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

### 第3項 人的資源等の確保

市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

### 第4項 コミュニティ拠点の形成

市は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

また、復旧作業に従事する職員等のストレス対策は、従事する業務の種類も踏まえ、実施に努めるものとする。

### 第5項 被災者支援への備え

被災者支援制度は多岐に渡ることから、市は発災時に被災者に支援制度に関する情報を迅速に提供するとともに、円滑に支援制度を運用できるよう、支援制度を取りまとめた資料をあらかじめ作成する。

## 第2節 公共施設災害復旧事業

### 1 方針

公共施設等の復旧は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める。

なお、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。

### 2 実施責任者

各部局

### 3 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

#### ア.公共土木施設災害復旧事業

a.河川災害復旧事業

b.道路災害復旧事業

c.下水道災害復旧事業

d.公園災害復旧事業

#### イ.農林水産業施設災害復旧事業

ウ.都市災害復旧事業

エ.水道災害復旧事業

オ.住宅災害復旧事業

カ.社会福祉施設災害復旧事業

キ.公立医療施設、病院等災害復旧事業

ク.学校教育施設災害復旧事業

ケ.社会教育施設災害復旧事業

コ.その他の災害復旧事業

### 4 災害復旧事業の方針

#### (1) 実施体制

市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、災害復旧事業を早急に実施するため、適正な人員の配備や応援及び派遣活動について、必要な体制を整える。

#### (2) 災害復旧事業計画

市は、国又は県が費用の全部又は一部を負担し、もしくは補助するものについて、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、事業費の決定及び査定が速やかに受けられるよう努める。

(3) 緊急調査の促進

施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急調査が実施されるよう努める。

(4) 事業時間の短縮

関係機関は、事業計画の策定にあたり、災害の状況や発生原因等を考慮し、速やかな効果が発揮できるよう、十分連絡調整を図り事業期間の短縮に努める。

(5) 事業の促進

災害復旧事業に決定した施設は、早期に事業効果が得られるよう促進に努める。

### 第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

#### 1 方針

災害に伴う被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、市及び県は早期に被害情報の収集や国への働きかけを行う。

また、復旧・復興事業にあたっては、暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

#### 2 実施責任者

各部局

#### 3 実施内容

##### (1) 法律等により一部負担又は補助するもの

###### ア.法律

- a.公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- b.公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- c.公営住宅法
- d.土地区画整理法
- e.感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- f.廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- g.予防接種法
- h.農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- i.天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- j.防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

###### イ.要綱等

- a.公立諸学校建物その他災害復旧費補助
- b.都市災害復旧事業国庫補助
- c.上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

##### (2) 激甚災害に係る財政援助措置

###### ア.公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- a.公共土木施設災害復旧事業
- b.公共土木施設災害関連事業
- c.公立学校施設災害復旧事業
- d.公営住宅等災害復旧事業
- e.生活保護施設災害復旧事業
- f.児童福祉施設災害復旧事業

- g.老人福祉施設災害復旧事業
- h.身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- i.知的障害者援護施設災害復旧事業
- j.婦人保護施設災害復旧事業
- k.感染症指定医療機関災害復旧事業
- l.感染症予防施設事業
- m.堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- n.湛水排除事業
- イ.農林水産業に関する特別の助成
  - a.農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
  - b.農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
  - c.開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
  - d.天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
  - e.森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
  - f.土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
  - g.共同利用小型漁船の建造費の補助
  - h.森林災害復旧事業に対する補助
- ウ.中小企業に関する特別の助成
  - a.中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
  - b.小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
  - c.事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ.その他の特別の財政援助及び助成
  - a.公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
  - b.私立学校施設災害復旧事業に対する補助
  - c.市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
  - d.母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
  - e.水防資材費の補助の特例
  - f.り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
  - g.公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
  - h.雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

### (3) 暴力団の排除活動

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、県、市、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

## 第4節 被災者の生活確保

### 1 方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる。

### 2 実施責任者

各部局

### 3 生活相談

市は、被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。

また、瑞穂市外に避難した被災者に対しても、国、県及び避難先の都道府県、市町村と協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

### 4 被災者への生活再建等の支援

#### (1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

市は、「瑞穂市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成15年条例第69号）」に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金の貸付けを行う。

#### (2) 災害見舞金の支給

市は、「瑞穂市災害見舞金支給要綱」に基づき、災害により被害を受けたときは、この要綱に定めるところにより、災害見舞金を支給する。ただし、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）」又は「瑞穂市災害弔慰金の支給等に関する条例」の適用を受けたときは、この要綱による支給は行わない。

#### (3) 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。

また、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

#### (4) 罹災証明書・罹災届出証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するた

め、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書（様式34号）の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、罹災証明書は、被災者支援の適切かつ円滑な実施に重要な役割を果たすことから、平常時から、罹災証明事務処理マニュアルの作成、被害認定調査に従事する職員の育成、研修の実施に努める。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

#### (5) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳（様式33号）を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

なお、平常時から、被災者台帳の作成のための被災者支援システムを適切に管理するとともに、台帳作成時に個人番号を利用する際の留意点やシステム操作に関する研修など、迅速な台帳作成を行うための体制の確保に努める。

#### (6) 被災者生活の再建支援

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

### 5 租税の徴収猶予及び減免

#### (1) 市税の減免

- ア. 市民税の減免
- イ. 固定資産税の減免

#### (2) 国民健康保険税の減免

#### (3) 障がい福祉サービスに要する介護給付費の支給割合の増

#### (4) 後期高齢者医療保険料の減免

#### (5) 介護保険料の徴収猶予、減免

### 6 働く場の確保

市は、被災者の雇用に関する相談について、国、県に対して失業者に対する職業斡旋の要望措置等を行う。

なお、市は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施する。



#### 7 生活保護制度の活用

市は、生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対し、民生委員等と連絡を密にし、速やかに生活保護法（昭和25年法律第144号）を適用する。

#### 8 生活必需物資、復旧資材等の供給確保

市、県及び関係機関は、被災地域において住民の不安と動揺を沈静化し、生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需物資、復旧用建築資材等の供給の確保を図るとともに、物資の需給・価格動向を調査監視し、物価の安定を確保する。

## 第5節 被災中小企業の振興

### 1 方針

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であり、被災中小企業の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

### 2 実施責任者

都市整備部

### 3 支援体制

市は、あらかじめ商工会と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

### 4 自立の支援

市、県及び防災関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援する。

また、市及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

### 5 各種対策

- (1) 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置
- (2) 再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の担保限度の設定、てん保率の引上げ及び保険率の引き下げ
- (3) 災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置
- (4) 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
- (5) 貸付事務等の簡易迅速化
- (6) 被災関係手形の期間経過後の交換持出し、不渡処分の猶予等の特別措置
- (7) 租税の徴収猶予及び減免
- (8) 労働保険料等の納付の猶予等の措置
- (9) その他各種資金の貸付け等必要な措置

## 第6節 農林漁業関係者への融資

### 1 方針

被災農林漁業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であり、被災農林漁業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

### 2 実施責任者

都市整備部

### 3 株式会社日本政策金融公庫による融資

市、県及び防災関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫から貸付けの円滑な融通、必要枠の確保、早期貸付け等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。

### 4 各種対策

- (1) 天災融資法による資金
- (2) 農業災害緊急支援資金
- (3) 農業災害緊急支援特別資金
- (4) 農林漁業セーフティネット資金
- (5) 農業経営基盤強化資金
- (6) 農業基盤整備資金
- (7) 農林漁業施設資金
- (8) 林業基盤整備資金